

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（変更）

大垣市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 大垣地域

#### (1) 現況

本地域は、中央を南北に縦断する水門川があつて、西に杭瀬川、大谷川、相川があり、東に揖斐川など13河川が南流して大垣一帯の用水源となっている。また、豊富な地下水に恵まれ、河川によって培われた肥沃な耕地は平均海拔4mの低湿地帯であるため、豪雨時には農地のたん水被害や道路の冠水被害、家屋の浸水被害に見舞われる。

農作物は水稻をはじめ、小麦、大豆、飼料作物、みつ源れんげが作付され、一部、担い手による大規模経営が行われているが、都市化が進み、零細規模の兼業農家が大部分を占めている状況である。

こうしたことから、土地改良施設の適正な維持管理と担い手の育成・確保、更に社会情勢に即応した環境保全型農業を推進していくことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を着実に推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 上石津地域

#### (1) 現況

本地域は、西に鈴鹿山系、東に養老山系と標高800mの山々に囲まれ、自然豊かな里山が広がる中山間地域であるが、局部的豪雨や豪雪などによる山崩れや土砂災害だけでなく、シカ、イノシシ、サルなどによる農作物の被害も顕著である。

ほ場整備については、ほぼ全域にわたって終了しており、水稻を中心に麦等の集団化が進められているなか、茶、シイタケなどの地域の特性を活かした農産物も栽培しているが、高齢化に伴う担い手が不足しているため後継者の確保と獣害対策が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、土地改良施設の適正な維持管理や環境負荷の軽減に配慮した農業の拡大、農村環境と生物多様性を保全するなどの同項第1号及び第3号に掲げる事業を併せて推進し、多面

的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 墨俣地域

#### (1) 現況

本地域は、東の長良川と西の揖斐川に囲まれて、大垣地域と同様に肥沃な耕地を有し平坦な低湿地帯であり、また、北部を中心に宅地化が進行している。そのため、豪雨時には雨水流出量が増大して農地の排水不良を引き起こし、南部の農地のたん水被害や道路冠水被害、家屋の浸水被害に見舞われることがある。

農作物は水稻を中心に小麦も作付されているが、都市型の兼業農家が大半を占めていることから、担い手の確保や環境保全型農業の付加価値が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業については、ほぼ全域をカバーしているため、引き続き実施するよう喚起するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大垣区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	上石津区域	第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び第3号に掲げる事業
③	墨俣区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

#### 1 対象農用地の基準

##### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象と

する。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

#### ア 対象地域

大垣市上石津町内全域（特定農山村法指定地域）の農業振興地域内農用地区域の農地とする。

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上  
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

##### a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

##### b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## 2 集落協定の共通事項

注 1 集落の農用地面積が 1 ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

注 2 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

## 3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、大垣市水田フル活用ビジョンに担い手として位置づけられた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。